

「オープンデータ活用ビジネス化支援事業」委託 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「オープンデータ活用ビジネス化支援事業」委託をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(提案資格)

第2条 本プロポーザルへの提案資格は、次のとおりとする。

- (1) 「平成27・28年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿」に営業種目として「コンピュータ業務」かつ「イベント企画運営等」で掲載されていること。更にア・イの条件を満たしていること。
 - ア 所在地区分を「市内」で登録していること。
 - イ 企業規模を「中小企業」、「その他」で登録しているもの。
又は、入札参加意向申出書の提出時において現に資格審査申請中であり、受託者を決定する期日までに登録が完了していること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日まで、「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）」の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(審議事項)

第3条 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの手続き及び公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 事業を委託する事業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(事業期間)

第4条 事業期間は契約締結日から平成28年3月31日までとする。

(参加表明手続)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書及び別に定める必要書類を提出しなければならない。

(提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提出要請書)

第7条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書により要請するものとし、提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) 提案書の提出者の資格

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容
- (3) 当該業務の事業工程（スケジュール等）
- (4) 提案者の基本情報と実務実績
- (5) 当該業務の実施体制（担当者の構成等）
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容に関する評価
 - ア 事業目的の理解度
 - イ 受託に必要な基本的知識
 - ウ 提案内容の実現性
 - エ 業務内容の趣旨を踏まえた企画力
 - オ スケジュール管理
 - (2) 能力・実施体制・経験に関する評価
 - ア 受託に必要な専門的能力
 - イ 実施体制
 - ウ 類似業務の受託実績
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。
 - 5 評価点が評価の合計の6／10以上の場合、評価点の高い方から順に特定する。
 - 6 評価点が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

- (1) 加重項目の合計得点が上位の者
- (2) 評価項目に0点がない者

(プロポーザル評価委員会の設置)

第10条 第3条第2号に定めるプロポーザルの評価にあたっては、「オープンデータ活用ビジネス化支援事業」委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 経済局総務課長
 - 副委員長 経済局経済企画課長
 - 委員 経済局経営・創業支援課長
 - 経済局ものづくり支援課長
 - 経済局成長産業振興課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第11条 実施取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第12条 実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成27年3月25日から施行する。